

## 変圧器などの重電機器からの微量のPCB検出について

現在、ポリ塩化ビフェニル（PCB）については、1973年（昭和48年）に制定された、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、製造・輸入・使用が原則として禁止されています。したがって、当該法律が施行された以降に製造された変圧器等の重電機器については、絶縁油としてPCBを使用していないとされてきました。しかし、一部の重電機器から微量のPCBが検出されると、環境省より通知がありました。変圧器等の重電機器を所有している事業者にとっては、下記の点にご留意ください。

所有している重電機器の使用を終え、廃棄しようとする場合には、各メーカー及び（社）日本電機工業会から提供される「重電機器へのPCB混入の可能性に関する情報」に注意し、必要に応じて、当該機器メーカーにPCB混入の可能性の有無について確認してください。

廃棄しようとする重電機器についてPCBの混入が確認された場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律第3条」の規定により、PCB廃棄物として適正な保管等の措置を講じてください。

また、各メーカーからの情報により、PCB混入の可能性が完全には否定できないとされる重電機器を廃棄しようとする場合も、PCBが含有しないことが確認されるまでの間は、同様に適正な保管等の措置をお願いします。

### PCBを保管している方へ・・・PCB廃棄物の処理がいよいよ始まります 期限内にPCBを全て処理しなくてはならなくなりました （ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）

- いつまでに ... 平成28年7月15日まで（処理しないと罰則もあり）  
どのように ... PCB所有者と日本環境安全事業(株)との直接契約になります。  
運搬は ... 許可を受けた業者が行います。  
割引は ... 早期登録・調整協力割引（平成18年3月までの申し込みで5%割引）と、中小企業割引（70%割引）があります。  
料金は ... 例えば 3 3W100KVAトランス 1台 1,765,000.-（運賃は別途です）  
くわしくは 日本環境安全事業株式会社 ホームページをご覧ください  
<http://www.jesconet.co.jp/> 電話 03-5765-1933